

○羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例

平成21年3月27日条例第16号

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例

羽村市は、清流と緑に恵まれた職住近接の都市として発展してきました。そこに暮らす私たちは、この恩恵を享受しながら、豊かでやさしい、支えあいによるまちづくりを行ってきました。これまで築き上げた風土を守り、安全で安心して暮らせる環境を整え、後の世代に継承していくことは、私たちの使命です。

現代に生きる私たちの日常生活は、常に犯罪、交通事故、火災の脅威にさらされており、こうした脅威から生命、身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせる環境を整備していくためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれ責務を負いつつ支えあい、主体的に地域の安全を守る活動に取り組んでいかなければなりません。

私たちは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という認識のもと、連携・協力しながら、犯罪、交通事故、火災による被害のない、安全で安心して暮らせるまちを創造していくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、羽村市内（以下「市内」という。）における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、羽村市（以下「市」という。）、市民、事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活の安全 防犯、交通安全及び火災予防を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を守り、地域社会の中で安全で安心して暮らすことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者及び滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地等管理者 市内に所在する土地又は建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を所有又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備
- (2) 市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活の安全を確保するために必要と認める事項

2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体等と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(土地等管理者の責務)

第6条 土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 羽村市長（以下「市長」という。）は、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定又は変更したときは、直ちにこれを公表するものとする。

(推進会議の設置)

第8条 市長は、推進計画に基づく施策を推進する組織として、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民の生活の安全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。